

## 第12章 健康危機管理対策

## 【現状と課題】

現 状	課 題
<p>1 健康危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県健康福祉部健康危機管理対策基本指針に基づき、健康危機による健康被害の未然防止及び健康危機発生時の対応等について、半田保健所及び知多保健所では、健康危機管理調整会議を設置し、定期的を開催することにより、管内関係機関の円滑な調整を図っています。</li> <li>○ 保健所職員に対する研修を定期的実施しています。</li> <li>○ 健康危機管理手引書を作成し、関係機関に配備しています。</li> <li>○ 感染症、新型インフルエンザ等に関する情報を関係機関に速やかに提供し、共有を図っています。</li> <li>○ 第二種感染症指定医療機関として厚生連知多厚生病院が指定され、感染症病床を6床確保しています。 また、特定感染症指定医療機関として平成27年5月開院予定の常滑市民病院に感染症病床として2床確保される予定です。 平成27年度、新たに開院予定の公立西知多総合病院には、10床、結核モデル病床が設置される予定です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危機管理体制の整備では、常に組織等の変更留意し、逐次見直し、有事に機能できる体制の整備が必要です。</li> <li>○ 情報の一元化に努める必要があります。</li> <li>○ 新たな事象に対応できるよう健康危機管理手引書を改定していく必要があります。</li> <li>○ 新たな感染症や新型インフルエンザの発生及び原因の特定が困難な健康危機事例に備えた医療の提供体制、保健所の体制整備が必要です。</li> </ul>
<p>2 平常時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公衆衛生の各種規制法令に基づき通常の監視指導を行っています。</li> <li>○ 広範囲にわたる健康危機の発生が予測される施設に対しては、広域機動班による監視指導を行っています。</li> <li>○ 発生が予測される健康危機については、個別監視マニュアルを整備しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域機動班の機能強化が求められます。</li> <li>○ 複数の原因を想定した対応ができる体制づくりが必要です。</li> </ul>
<p>3 健康危機発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害の状況を把握し、被害を受けた方に対する医療提供体制の確保を図っています。</li> <li>○ 関係機関との連携のもとに、原因究明体制を確保しています。</li> <li>○ 健康危機発生状況及び防衛措置等について住民へ速やかに広報できる体制を整備しています。</li> <li>○ 新型インフルエンザ発生時に使用する感染防護具及び外来診療を行う医療機関と地域住</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民や事業者への健康危機管理に関する正しい知識や対応の更なる普及啓発が必要です。</li> <li>○ 備蓄資材を速やかに提供できる体制づくりが必要です。</li> </ul>

民用のマスク、手袋等の備蓄を行っています。

#### 4 事後の対応

- 健康診断、健康相談を実施することとしています。
- PTSD 対策を始め、被害者等の心の健康を保つため、身近な地域における相談体制の充実が必要です。

#### 【今後の方策】

- 保健所は平常時には健康危機管理調整会議を年 1 回開催し、管内関係機関と情報を共有するとともに、健康危機発生の際には、速やかに会議を開催し、適切な対応を決定します。
- 保健所の機能強化を図るため、今後も職員の研修や訓練を実施するなど、人材育成に努めていきます。
- 保健所の広域機動班の機能を強化し、平常時における監視指導を更に充実します。
- 新たな感染症や新型インフルエンザの発生に備え、住民への適切な医療を提供する体制や、保健所等の体制の整備等を進めていきます。
- 原因の特定が困難な健康危機事例にも対応できる体制の整備に努めます。
- 新たな感染症や新型インフルエンザに関する正しい知識、発生時の対応を含め、健康危機管理に関する情報の住民や事業者への普及啓発を行います。